

平塚市教育委員会令和7年7月定例会会議録

開会の日時

令和7年7月25日（金）15時30分

会議の場所

平塚市役所本館7階720会議室

会議に出席した者

教育長 吉野 雅裕 委員 菅野 和恵 委員 大野 かおり
委員 増井 峰夫 委員 小林 誠

説明のため出席した者

◎教育総務部

教育総務部長	長谷川 孝	教育総務課長	野地 剛
教育総務課教育総務担当長	諸星 薫	教育総務課企画担当長	小嶋 豊綱
教育施設課長	金子 稔	学校給食課長	吉澤 達夫

◎学校教育部

学校教育部長	石井 鮮太	学務課長	西山 弥生
教育指導課長	小塚 祐歩	教育指導課学校安全担当課長	斗澤 正幸
教育研究所長	伊沢 秀樹	子ども教育相談センター所長	中山 文恵

◎社会教育部

社会教育部長	石川 亜貴子	社会教育課長	石塚 誠一郎
中央公民館長	鳥居 昌	スポーツ課長	新倉 好人
中央図書館長	藤田 忠義	博物館館長	浜野 達也
美術館管理担当長	上家 景輔		

会議の概要

【開会宣言】

○吉野教育長

これから教育委員会令和7年7月定例会を開会する。

【前回会議録の承認】

○吉野教育長

始めに、令和7年6月定例会の会議録の承認をお願いする。

（訂正等の意見なし）

○吉野教育長

訂正等の意見がないので、令和7年6月定例会の会議録は承認されたものとする。

1 議案第14号 令和8年度平塚市立小学校使用教科用図書の採択について

【提案説明】

○吉野教育長

令和8年度に平塚市立小学校の児童が使用する教科用図書について採択するものである。
詳細は、教育指導課長から説明する。

○教育指導課長

令和8年度平塚市立小学校使用教科用図書の採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条において、「義務教育諸学校において使用する教科用図書については政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科書を採択するものとする」とある。平塚市立小学校使用教科用図書は、令和5年度に採択され、令和6年度から9年度の4年間、種目ごとに同一の教科用図書を採択することになっている。よって、資料を確認の上、採択について審議いただくようお願いする。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

2 議案第15号 令和8年度平塚市立中学校使用教科用図書の採択について

【提案説明】

○吉野教育長

令和8年度に平塚市立中学校の生徒が使用する教科用図書について採択するものである。
詳細は、教育指導課長から説明する。

○教育指導課長

令和8年度平塚市立中学校使用教科用図書の採択についても、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条において、「義務教育諸学校において使用する教科用図書については政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科書を採択するものとする」とある。平塚市立中学校使用教科用図書は、令和6年度に採択され、令和7年度から10年度の4年間、種目ごとに同一の教科用図書を採択することになっている。よって、資料を確認の上、採択について審議いただくようお願いする。

【質疑】
な し

【結果】
全員異議なく原案どおり可決された。

3 議案第16号 令和8年度平塚市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について

【提案説明】

○吉野教育長

令和8年度に平塚市立小・中学校特別支援学級の生徒が使用する教科用図書について採択するものである。

詳細は、教育指導課長から説明する。

○教育指導課長

令和8年度平塚市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書については、各学校において児童生徒一人一人のニーズに合わせた教科用図書を使用するため、学校教育法附則第9条により、文部科学大臣の検定を経た教科用図書、又は文部科学大臣が著作の名義を有する教科用図書以外の図書を使用することができる。

令和8年度平塚市小・中学校特別支援学級使用教科用図書については、「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和8年度使用）」、「本市で採択された教科書及び下学年の使用教科書、（弱視者用含む）拡大教科書」及び「小・中学校からその児童・生徒に必要な図書を選定し、教育委員会に報告があったもの」からの選定となるので、資料を確認いただき、採択について審議いただくようお願いします。

【質疑】
な し

【結果】
全員異議なく原案どおり可決された。

4 陳情第2号 シックススクールマニュアル講習会の開催を求める陳情

【提案説明】

○吉野教育長

陳情の内容については、学務課長から説明する。

○学務課長

今回、平塚市教育委員会会議規則第 19 条に基づき、提出された陳情について説明させていただく。資料の 2 枚目に陳情文書の写しがあるので、参照いただきたい。

令和 7 年 6 月 19 日付で、化学物質から健康を守る平塚の会からシックスクールマニュアル講習会の開催を求める陳情が提出された。

この陳情の趣旨は、「化学物質過敏症等に悩む児童生徒に対し適切な配慮を行うため、養護教諭を初めとした教職員に向けて、事例の紹介や当事者からの説明も含めた講習会を今年度中に開催し、その後も定期的で開催する」ことであり、その理由として 3 つの内容が述べられている。

1 点目は、「シックスクールマニュアルの認知度が低い」ということ、2 点目は、「化学物質過敏症という疾患の特異性からマニュアルの理解が難しい」ということ、3 点目は、「認知度の低さとマニュアル理解の難しさから当事者と学校の話し合いがスムーズに行われず、適切な配慮につながっていない」ということである。

以上の理由により、陳情書の標題下の陳情事項に記載のとおり、1 点目として「事例の紹介や当事者からの説明も含め、養護教諭を初めとする教職員に向けた「シックスクールマニュアル」及び化学物質過敏症と当該疾患患者への対応について学ぶ講習会を開催すること」、2 点目として「講習会は、まずは今年度中に一度開催し、その後は定期的で開催すること」を陳情されている。

○吉野教育長

ただいま、学務課長から陳情の内容についての説明があったが、委員の皆様からの意見を伺いたいと思う。

○大野委員

今回いただいた陳情は学校生活の保健衛生に関することで、児童生徒への影響が大きなものであると思う。本件については化学物質過敏症やそれに係るシックスクールマニュアルの周知啓発に関する経緯や現状など、情報収集を行った上で慎重に検討した方が良くと思うがいかがか。

○菅野委員

私も大野委員の意見と同様の考えである。今回の定例会で結論を急がず、検討する期間を十分にもって、審議する必要があると思う。

○吉野教育長

ただいま、菅野委員、大野委員から検討する期間を延ばした方が良くという主旨の発言があった。他に意見等はあるか。

(異議なし)

【結果】

全員異議なく「継続審議」とされた。

【閉会宣言】

○吉野教育長

以上で全ての案件の審議が終了したので、教育委員会 7 月定例会は閉会する。

(15 時 41 分閉会)